平成２３年（フ）第１７２９号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地３街区８号棟507号室
債務者　松山　廣吉
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５６号
静岡県焼津市焼津３丁目７番１号　メゾン高田Ｂ202号室
債務者　濵内　　雄
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５７号
静岡県焼津市焼津３丁目７番１号　メゾン高田Ｂ202号室
債務者　濵内　礼香
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
静岡市葵区大岩４丁目14番８号
債務者　増田　和子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７８号
静岡市葵区神明町96番地の９　大村アパート
債務者　野村　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８３号
静岡県榛原郡吉田町片岡71番地の７
債務者　田中　　章
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９０号
静岡市葵区西千代田町１番17号、旧住所静岡県焼津市柳新屋297番地　サンライズ93―103号
債務者　森　　弘正
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０２号
静岡市清水区八坂南町１番34号　レジデンス八坂605号
債務者　黒田　英明
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
島根県大田市久手町刺鹿303番地１
債務者　内田多津子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２４１号
岡山市東区中川町352番地３
債務者　柿崎　眞弓
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５８号
岡山市中区藤崎672番地22
債務者　浅桐　髙芳
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５９１号
鹿児島県鹿児島市高麗町40番８号
破産者　株式会社タカラ建装社
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
青森市大字安田字稲森170番地１
破産者　株式会社阿部工業
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
東京都昭島市拝島町２丁目６番６号乙幡荘、開始決定時の住所東京都昭島市拝島町１丁目15番14号
破産者　堀口　敬晃
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６６４号
東京都青梅市東青梅３丁目21番地の27、開始決定時の住所東京都立川市西砂町３丁目15番地の24
破産者　大石一二三
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４８号
東京都立川市西砂町５丁目47番地の12第７西砂川ハイツＡ―101号
破産者　山中　英之
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部